

反社会勢力に対する基本方針

令和5年(2023年)4月1日制定

幸せフルーツ工房は業務の適切性を確保するため、このたび、反社会的勢力に対する基本方針を以下のとおり決定いたしましたので、ここに宣言いたします。

第一条

反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。

第二条

反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。

第三条

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図ります。

第四条

反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。

第五条

いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。

幸せフルーツ工房